

# 第 7 回 総 会 議 事 録

令和 6 年 1 月 3 0 日 開 会

令和 6 年 1 月 3 0 日 閉 会

芦 別 市 農 業 委 員 会

# 本日提案された議案

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

その他

事務局出席者 鳴澤事務局長・石崎係長

開会 午後1時55分

閉会 午後3時19分

## 第7回芦別市農業委員会総会議事録

令和6年1月30日、第7回芦別市農業委員会総会を市議会第2・第3委員会議室で開催した。

### 1 出席委員

|    |      |    |      |    |      |
|----|------|----|------|----|------|
| 1  |      | 2  |      | 3  | 石尾 豊 |
| 4  | 山本英幸 | 5  |      | 6  | 水田 守 |
| 7  | 谷野重彰 | 8  | 森 俊彦 | 9  | 神下 勇 |
| 10 | 前浜和彦 | 11 | 藪 雄一 | 12 | 高橋正人 |
| 13 | 吉村正之 | 14 | 北野俊之 | 15 | 太田拓寿 |
| 16 | 小林英和 |    |      |    |      |

### 2 欠席委員

加藤 穰 石黒里美

### 3 議事録署名委員

高橋正人、吉村正之

農地係長 定刻よりも前ですが、委員の皆さんがそろいましたので、  
只今から第7回芦別市農業委員会総会を開催します。

会 長 芦別市農業委員会憲章唱和（全員で唱和）  
初めに、会長からご挨拶をお願いします。  
第7回の総会にあたりひと言ご挨拶申し上げます。  
（内容省略）

農地係長 ありがとうございます。これからの進行については議長より  
お願いします。

議 長 本日の議事録署名委員を高橋、吉村両委員をお願いします。  
次に、諸般の報告をお願いします。

農地係長 諸般の報告については、加藤、石黒委員が欠席です。  
議 長 次に、経過報告をお願いします。

農地係長 12月26日以降の経過について報告（内容省略）  
議 長 続いて、本日提案の議案の概要について説明願います。

農地係長 議案の概要について説明（内容省略）  
議 長 それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第18条第  
6項の規定による通知の成立状況の確認について」を議題とし  
ます。  
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 長 議案第1号についてご説明いたします。  
今月の農地法第18条第6項における解約の通知は2件です。  
合意解約時における農業委員会の審議については確認行為であ  
ることから説明いたします。  
1件目は後ほど審議案件にもありますが、売買に移行したこ  
とによる新城町の合意解約案件です。  
（議案書に基づき、合意解約の内容を説明）  
引き渡し期限までが6か月以内の書面合意であることから解  
約が成立しているものと判断します。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
本件について意見等のある方は挙手願います。  
（質問、意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決します。この件について原案  
どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。  
2件目の説明をお願いします。

事務局長 2件目も売買に移行したことによる常磐町の合意解約の案件  
です。

(議案書に基づき、合意解約の内容を説明)

引き渡し期限までが6か月以内の書面合意であることから解約が成立しているものと判断します。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
本件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決します。この件について原案  
どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局長 今月の農地法第3条による許可申請は、賃貸借、使用貸借各  
1件の計2件となっています。

1件目は、野花南町の賃貸借の案件です。

その内容についてご説明します。

(議案書に基づき、内容を説明)

申請の内容は、別添調査書(資料No.1)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
この件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、それでは採決します。本件について原案  
のとおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

2件目の説明をお願いします。

事務局長 次の2件目は、黄金町の使用貸借の案件です。

その内容についてご説明します。

(議案書に基づき、内容を説明)

申請の内容は、別添調査書(資料No.1)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

この件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、それでは採決します。本件について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局長

今月の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は9件で、所有権の移転が4件、利用権の設定が5件となっています。

所有権の移転-1について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件は別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長

所有権の移転-1について、担当委員から説明願います。

小林委員

(所有権の移転-1の調整内容について説明)

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

所有権の移転-1について、意見等のある方は挙手願います。

議長

全員賛成ですので、所有権の移転-1については、原案のとおり決定しました。続いて所有権の移転-2について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

所有権の移転-2について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件は別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長

所有権の移転-2について、担当委員から説明願います。

藪会長代理

(所有権の移転-2の調整内容について説明)

- 議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
所有権の移転－２について、意見等のある方は挙手願います。  
(質問、意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－２について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。  
(全委員賛成)
- 議 長 全員賛成ですので、所有権の移転－２については、原案のとおり決定しました。続いて所有権の移転－３について、事務局より説明をお願いします。  
(水田委員退席)
- 事務局 長 所有権の移転－３について説明します。  
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)  
本件は別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。
- 議 長 所有権の移転－３について、担当委員から説明願います。  
数 会 長 代 理 (所有権の移転－３の調整内容について説明)
- 議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
所有権の移転－３について、意見等のある方は挙手願います。  
(質問、意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－３について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。  
(全委員賛成)
- 議 長 全員賛成ですので、所有権の移転－３については、原案のとおり決定しました。続いて所有権の移転－４について、事務局より説明をお願いします。  
(水田委員着席)
- 事務局 長 所有権の移転－４について説明します。  
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)  
本件は別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。
- 議 長 所有権の移転－４について、担当委員から説明願います。  
数 会 長 代 理 (所有権の移転－４の調整内容について説明)
- 議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
所有権の移転－４について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－４について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 長 全員賛成ですので、所有権の移転－４については、原案のとおり決定しました。続いて利用権の設定－１について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 利用権の設定－１について説明します。  
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)  
本件につきましては、別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 長 利用権の設定－１について、担当委員から説明願います。

小林委員 (利用権の設定－１の調整内容について説明)

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

利用権の設定－１について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－１について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 長 全員賛成ですので、利用権の設定－１については、原案のとおり決定しました。続いて利用権の設定－２について、事務局より説明をお願いします。

(太田委員退席)

事務局長 利用権の設定－２について説明します。  
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)  
本件につきましては、別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 長 利用権の設定－２について、担当委員から説明願います。

事務局長 担当委員欠席のため、事務局から説明します。

(利用権の設定－２の調整内容について説明)

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

利用権の設定－２について、意見等のある方は挙手願いま



す。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－２について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 全員賛成ですので、利用権の設定－２については、原案のとおり決定しました。続いて利用権の設定－３について、事務局より説明をお願いします。

(太田委員着席)

事務局長 利用権の設定－３について説明します。  
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)  
本件につきましては、別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 利用権の設定－３について、担当委員から説明願います。

谷野委員 (利用権の設定－３の調整内容について説明)

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

利用権の設定－３について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－３について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 全員賛成ですので、利用権の設定－３については、原案のとおり決定しました。続いて利用権の設定－４について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 利用権の設定－４について説明します。  
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)  
本件につきましては、別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 利用権の設定－４について、担当委員から説明願います。

太田委員 (利用権の設定－４の調整内容について説明)

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

利用権の設定－４について、意見等のある方は挙手願いま

す。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－４について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 全員賛成ですので、利用権の設定－４については、原案のとおり決定しました。続いて利用権の設定－５について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 利用権の設定－５について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料No.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

なお、更新に際して出し手から３年後の自分が退職時に、今貸している農地で耕作したい申出がありました。

議長 利用権の設定－５について、担当委員から説明願います。

太田委員 (利用権の設定－５の調整内容について説明)

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

利用権の設定－５について、意見等のある方は挙手願います。

北野会長 今回の出し手からの申出は、次回更新時までには真意を確認して事前に受け手に伝えるようにお願いします。

議長 ほかに質問等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－５について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 全員賛成ですので、利用権の設定－５については、原案のとおり決定しました。

これですべての議事案件が終了しました。

次に「その他」に入ります。はじめに、事務局から報告願います。

事務局長 ① 次回の総会は、２月２７日(火)午後２時から、市議会

第2・第3委員会室で開催予定

- ② 令和7年度農業政策予算要望の取りまとめ
- ③ 住所変更登記の義務化について
- ④ 農業委員会組織による能登半島地震義援金

農地係長  
議長

これで、全て終了となりますが最後に全体をとおして何か質問等ございませんか。

(質問・意見なし)

無ければ、以上をもって、総会を終了します。

以上のおり、第7回総会の顛末を記録し、その内容について相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_

議事録署名委員

\_\_\_\_\_

議事録署名委員

\_\_\_\_\_